

平成30年度
国立大学法人筑波大学
年度計画

平成30年3月30日 届出

目 次

I	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1	グローバル化に関する目標を達成するための措置	1
2	国際的に互換性のある教育の実施に向けての目標を達成するための措置	3
3	学生の自立性を高めるための支援等に関する目標を達成するための措置	9
4	世界トップレベルの研究の推進に向けての目標を達成するための措置	10
5	研究の健全化を達成するための措置	13
6	産学連携機能とイノベーション創出に向けての目標を達成するための措置	14
7	筑波研究学園都市を含めた地域との連携に向けての目標を達成するための措置	16
8	附属病院に関する目標を達成するための措置	17
9	附属学校に関する目標を達成するための措置	19
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	20
1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	20
2	法令遵守等に関する目標を達成するための措置	22
3	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	23
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	24
1	外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	24
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	25
3	資産の運用管理の改善及び施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	26
IV	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	27
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	27
2	情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	27
V	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	28
1	安全管理に関する目標を達成するための措置	28
VI	予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	29
VII	短期借入金の限度額	29
VIII	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	29
IX	剰余金の使途	29
X	その他	29
1	施設・設備に関する計画	29
2	人事に関する計画	30

平成 30 年度 国立大学法人筑波大学 年度計画

(注) 内は、中期計画を示す

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 グローバル化に関する目標を達成するための措置

◇ ワールドクラスの大学にふさわしく、大学のグローバル競争力を強化し、国際的互換性のある教育と世界トップレベルの研究を行うため、次項以下に掲げる措置と併せて実施する具体的方策

(1) スーパーグローバル大学創成支援「トランスボーダー大学がひらく高等教育と世界の未来」事業の目標達成に向け、世界のパートナー校と連携し、教育研究の資源を共有するキャンパス・イン・キャンパス構想を通じて、組織・国などの壁を乗り越えた国際協働教育研究を推進する。
<KPI：平成 33 年度までに 10 のパートナー大学とキャンパス・イン・キャンパス協定を締結>

- (1) ① 平成 29 年度にユトレヒト大学及びグルノーブル大学を加えて 7 大学に拡大したキャンパス・イン・キャンパス構想に係る協定大学を 1 校増やす。
② グルノーブル大学との間で科目ジュークボックスを活用した履修コースを整備する。

(2) 国際共同学位プログラム、海外研究ユニット招致を含む共同プロジェクト等の教育研究活動支援や海外派遣支援を実施するとともに、英語だけで履修可能な教育プログラムの拡充等を通して、学生・教職員・研究者の国際的な人材交流及び教育研究のグローバル化を進める。また、多様かつ優秀な留学生の受入支援や入学者選抜方法を強化して、留学生比率を国際的な水準まで高める。
<KPI：平成 33 年度までに国際共同学位プログラムを開設、海外研究ユニットを延べ 6 ユニット以上招致、英語だけで履修可能な教育プログラムを平成 27 年度 43 プログラム→平成 33 年度 60 プログラム、外国人学生 20%>

- (2) ① スチューデント・コモنزにおいて、海外留学相談及び情報提供サービスの一層の充実を図るとともに、外国文化週間等のイベントを通して、日本人学生の異文化理解を深化させることにより、日本人学生と留学生の交流を促進し、日本人学生の海外留学への動機づけを強化する。
② 英語だけで履修可能な教育プログラムを更に拡大するなど、海外からの優秀学生受入れに向けた環境整備を推進する。
※ 学生の海外派遣によるグローバル化の推進に係る取組については、計画-22 (P9) に記載。

(3) スーパーグローバル大学創成支援事業におけるキャンパス・イン・キャンパスや海外研究ユニット招致等の構想を実現するため、国際性が日常化し、外国人にとっても快適なキャンパス環境を創成する。

<KPI：平成33年度までに外国人教員10%及び外国人学生20%（以上他項目との重複掲載）、各系支援室にエリアコモンズ要員を配置、主要広報資料及び教務関係重要文書の複数言語化>

- (3) ① 各系支援室に配置されているエリア・コモンズの更なる機能向上を図るとともに、エリア・コモンズのグッド・プラクティス等に係るSDセミナーを4回以上実施し、業務内容の共有と改善を図り、部局における国際交流支援体制を強化する。
- ② 英語版作成予定の23の大学院学生募集要項のうち、新たに6募集要項英語版を作成するなど、引き続き主要広報資料及び教務関係重要文書の複数言語化を推進する。
- ③ 中期目標・中期計画の英語翻訳を進め、学内外において周知を図る。

(4) これまで大学、部局により特定の目的（優秀な留学生の確保、派遣学生への支援、学術交流支援、帰国留学生のネットワーク形成等）でそれぞれ整備してきた海外拠点を、スーパーグローバル大学創成支援のキャンパス・イン・キャンパス構想などの大学としての戦略的役割を付加することにより、機能の高度化を図る。

<KPI：平成33年度までに7以上の海外事務所等を大学の高機能中核拠点として整備>

- (4) ① 高機能中核海外拠点において、国際協働教育研究の推進に向け、教員の相互派遣等に活用しうる現地とのマッチングファンド研究費の検討・現地との調整を進める。
- ② キャンパス・イン・キャンパス事業の本格化に向け、高機能中核海外拠点におけるリクルーティング活動の強化を図るべく、現地留学フェアの開催、現地教育機関等へのプロモーション等を積極的に進める。

◇ 筑波研究学園都市全体のグローバル化の牽引に関する具体的方策

(5) 筑波研究学園都市内の諸機関と連携し、外国人研究者の子弟を含む居住者に対する教育・医療サービスの提供に貢献する。また、学内教育研究組織に加えて筑波研究学園都市内の研究機関などの参加を得てつくばグローバル・サイエンス・ウィーク（TGSW）を開催するなど国際会議等の主催を通して、教育研究成果を積極的に世界に発信することにより、本学及び筑波研究学園都市全体のグローバル・プレゼンスを強化する。

<KPI：平成33年度におけるTGSWの国外参加機関数30機関、国外参加者数300人>

- (5) ① つくばグローバル・サイエンス・ウィーク（TGSW）の参加機関、参加者の更なる増加を図る。
- ② TGSWにおいて、科学技術、社会変化等に関する筑波研究学園都市の外国人研究者や若手研究者による横断的なセッションを開催する。
- ③ 附属病院において、外国人患者の受入れ体制及び院内環境整備の一環として、「外国人患者受入れ医療機関認証制度」（JMIP）の認証を取得する。

2 国際的に互換性のある教育の実施に向けての目標を達成するための措置

◇ 国際的に互換性のある教育による人材育成に関する具体的方策

(6) 学生本位の視点に立った教育を提供し関係者に対する教育の質の保証を実現する観点から、既存の学位プログラムの充実、新たな学位プログラムの開設を含めて教育課程を学位プログラムによるものに移行し、国際的互換性と国際的協働性を持った教育システムを構築する。

<KPI：平成30年度までにすべての教育課程を学位プログラム制に移行>

(戦略性が高く意欲的な計画)

- (6) ① 本学学士課程と同様の組織編成原理に基づき、学校教育法第100条ただし書の規定により置くことができる研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育を担う組織と研究を担う組織の設置手続を行う。
- ② 広報活動をはじめ、新しい教育課程への移行準備を完了させ、新組織への学生受入に向けた入学試験を実施する。
- ③ 教育イニシアティブ推進機構を設置し、学位の質保証並びに評価を行う機関としての体制を整備する。

(7) カリキュラムマップを含む科目ナンバリング制を整備・充実するとともに、チューニングシステムを構築する。

<KPI：平成30年度までに全科目のナンバリングを完了>

- (7) ① 学群及び大学院学教育会議で承認された方針に基づき、引き続き各教育組織において科目のナンバリングコードの付番及びカリキュラムマップを作成する。
- ② 各学位プログラムのコンピテンスを策定し、平成31年度版筑波スタンダードに反映する。

(8) 学士課程及び大学院課程の学位授与要件を明確化し、カリキュラムを再考する。大学院課程においては研究学位、専門学位、専門職学位の3系統の学位プログラムを導入する。

<KPI：平成33年度までに社会科学分野、工学分野、保健学分野、人間科学分野などにおいて専門学位を授与する学位プログラムを数プログラム開設>

- (8) ① 大学院における新しい教育体制の整備に合わせて、学位の系統を研究学位、専門学位、専門職学位の3系統に整理し、これに基づき各学位プログラムの学位系統を明確化する。
- ② 学士課程及び大学院課程の各学位プログラムのディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを一層明確化・体系化し、これに基づき教育課程の点検・見直しを行う。

(9) 学士課程の教養教育を見直すとともに、学士課程から大学院課程までにわたる先導的な総合智教育を構築する。

<KPI：平成 33 年度までに大括り入学者選抜に対応できる教養教育プログラムを開設する。平成 31 年度までに総合智教育プログラムを開設>

- (9) ① 初年次に複数の専門分野に触れることにより広い視野を育てることを目的として構想している「Specialty Finding Term 教育」の平成 31 年度開始に向けて、実施体制整備及び実施準備を行う。
- ② 教養教育及び総合智教育等の共通教育を推進する全学組織として「高等教育アクティブセンター」（仮称）を設置する。

◇ 質の高い教育を実施する体制の確立に関する具体的方策

(10) グローバル教育院を充実させ、分野横断型学位プログラムの導入を推進する。また、国際的及び国内的な共同学位プログラム等を開設する。

<KPI：平成 29 年度までに鹿屋体育大学との共同専攻を開設し、平成 32 年度までにボルドー大学、国立台湾大学、モンペリエ大学、マレーシア日本国際工科院等との連携協力による学位プログラムを開設>

- (10) 新たな分野横断型学位プログラムを構想し、平成 31 年度開設に向けて準備を進める。

(11) 学生、教職員の国際的コミュニケーション力を高めるための「グローバルコミュニケーション教育センター」を部局化も視野に入れながら充実させる。また、これまで異なる主体で実施していた学群第一学年及び第三学年の学生を対象とする外部の英語能力検定試験を同センターで一元的に実施することとし、学生の受験率を飛躍的に高める。また、学群所属留学生に対するベーシックな日本語教育を実施する。

<KPI：平成 33 年度までに第一学年及び第三学年の外部の英語能力検定試験受験率を 90%以上とする、平成 33 年度までに全ての学群所属留学生に対してベーシックな日本語教育を実施>

- (11) ① 外部の英語能力検定試験として、引き続き TOEFL ITP テストを一元的に実施し、特に第三学年生の受験率向上に向けて、各学群学類の専門語学等の科目との紐付けを進めるとともに、年間複数回実施する。
- ② TOEFL ITP テスト以外の外部英語能力検定試験の受験者及び受験結果の把握を進める。

(12) スーパーグローバル大学創成支援事業、スーパーグローバルハイスクール事業（SGH）や国際バカロレア教育システムの構築、附属学校教育、大学教育を通じてグローバル人材を育成する。

<KPI：平成 33 年度までに SGH 指定校である附属高等学校、附属坂戸高等学校における高校在学中の海外での武者修行の経験者：SGH 対象生の 80%以上>

- (12) 国際バカロレア・ディプロマプログラム（DP）の教育体制の整備を推進するとともに、DP コースと大学院における国際教育修士プログラムとの連携活動計画を策定し実施する。

◇ 教育の質の向上に資する環境整備に関する具体的方策

(13) 学生の学修環境を整備する観点から、eラーニングシステムの充実を図るとともに、教育情報システム(TWINS)、教育課程編成支援システム(KdB)等の教育関係情報システムの一体的な利用環境を整備する。

<KPI：平成31年度までに関連システムを整備して一体的な利用環境を実現>

- (13) ① 教育情報システム(TWINS)、教育課程編成システム(KdB)の更新を完了し、一体的な運用を開始する。
② 教育改革の工程に合わせ、TWINS及び関連システムとの連携強化に関する更新仕様の策定を行う。

(14) 学生の主体的な学びを実現する観点から、学生による達成度自己評価システムを確立する。また、学習成果の評価システムを整備するとともに、アクティブラーニングや反転授業など学生の能動的な学修を促進する教育体制及び教育方法を導入する。これに関連して、専門分野ごとの特性を踏まえた学生ワークシートを開発する。

<KPI：平成28年度中に1～2分野で学生ワークシートに関する試行を行い、その成果を踏まえて平成33年度までに全分野に拡大>

- (14) TA(ティーチング・アシスタント)・TF(ティーチング・フェロー)の業務明瞭化等見直しに基づくハンドブックの改訂を行い、学生の能動的学修を実現しやすい体制整備を進める。

(15) 社会人等のための学修機会の拡大、社会人等が学びやすい環境を実現する観点から、大学院等における社会ニーズに合った早期修了プログラムの拡大、eラーニング、公開オンライン授業の導入を進める。また、将来の大学院専門学位プログラムへの移行を見据えてスポーツアカデミーなど様々な形態の履修証明プログラム等の拡大を図る。さらに、サマースクールなど履修証明の付与にかかわらず非正規の教育活動の仕組みの整備・体系化を図り、適正な対価を設定する。

<KPI：早期修了プログラムの拡大；平成27年度大学院総入学定員の5%→平成33年度同7%、履修証明プログラム等の拡大；平成27年度23コース→平成33年度33コース>

- (15) ① 博士後期課程早期修了プログラムの実施専攻の更なる拡大を図るとともに、履修証明プログラム等の充実方策を検討する。
② 社会人等に対し適正な対価を徴収するエクステンションプログラムを17件程度実施する。

◇ 国内外の大学や筑波研究学園都市の研究開発法人とのトランスボーダー連携に関する具体的方策

(16) 国内外の国公立大学と次の方法により、教養教育あるいは専門分野における相補的、互恵的な補完を行う共同学位プログラムを実施する。

- (1) 科目ジュークボックス（パートナー大学と授業科目を相互に提供、共有し合うシステム）の活用
- (2) e-ラーニングの活用
- (3) 大学間協定による単位互換の利用
- (4) 学外学修の認定等の利用
- (5) 教育課程の共同実施

<KPI:平成 32 年度までに(1)～(5)の形態ごとのモデルプログラムを開設し、平成 33 年度以降に拡大実施>

(戦略性が高く意欲的な計画)

(16) 各形態による共同学位プログラムに関連し、以下を実施する。

- ① 科目ジュークボックスの利用者拡大に向け、Campus-in-Campus 協定を締結した各大学の特徴等を活かした登録科目を拡充する。また、学内留学フェアでの説明や「Go Abroad！」などの学内留学広報誌にも掲載するなどし、周知の拡大を図る。
- ② 国際基督教大学（ICU）との Campus-with-Campus 協定に基づき、本学学士課程の地球規模課題学位プログラム第 1 期生（平成 29 年 10 月入学）を ICU に派遣し、ICU において 1 年次春学期の学修を進める。

(16 の 2) 国内外の政府、大学等からの要請に基づき、外国の大学の教育課程に位置付けられる日本国内への受入インターンシッププログラムなど、教育業務を受託し、国際的な互換性維持に配慮しつつ、既存の連携方策の改善とより多様な連携形態の導入に取り組む。

- (16 の 2) ① 関係大学等との協議により、それぞれのニーズを調査するとともに、状況に合わせた各種プログラム等の企画立案を行う。
- ② インターンシップの受け入れ規定等を整備し、受け入れ体制の構築を図る。

(17) 筑波研究学園都市の研究開発法人及び企業の開発研究部門の研究者と筑波大学の関連分野の研究者の協働により、大学院課程を中心により多くの分野で学位プログラムを実施する。

<KPI:平成 29 年度までにライフイノベーション学位プログラムを実施し、平成 30 年度以降より他分野へ拡大>

(戦略性が高く意欲的な計画)

(17) 本学と研究機関・企業の連携により平成 29 年度に発足した「レジリエンス研究教育推進コンソーシアム」の参画機関との協働による新たな学位プログラムの開設準備を進める。

◇ 世界から多様かつ優秀な学生を受け入れる入学者選抜に関する具体的方策

(18) 教育システムと体制の再構築に従い、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを定めた「筑波スタンダード」を内容がより明確となるよう洗練し、これらに基づくアドミッションポリシーに沿って、世界から優秀な学生を受け入れるための国際バカロレア（IB）スコアの一層の活用などグローバル入学者選抜システムを確立する。

<KPI：平成33年度までに入学者選抜試験を経て入学する外国人学生を学群は10%、大学院は20%まで拡大>

- (18) ① グローバル入学者選抜システムの確立に向け、未導入の帰国生徒特別入試に係るWeb出願システムを導入する。
- ② 平成29年度に学内で取りまとめた、海外からの優秀な留学生獲得増加に向けた今後の方向性を踏まえ、学士課程でこれまで実施してきた分野横断型英語プログラムである「地球規模課題学位プログラム（学士）」入試や医学群医学類で導入した「海外教育プログラム特別入試」等での国際バカロレア資格（IB）及びアビトゥア等その他の海外教育プログラム修了者を対象とした入学者選抜の実施状況や出願状況等の検証・分析を行う。
- ③ 第3期中期目標期間中の実施を視野に外国人学生を対象とする新たな入試制度の検討に着手する。

(19) 学士課程においては、入学希望者（外国人高校生や社会人を含む）の真の能力を最大限に引き出す教育システムに対応できる人文社会系、自然科学系などの大括り入試を実施する。

<KPI：平成32年度までに大括り入学者選抜を実施>

- (19) 大括り入試の導入に向け、当該入試に係る入試区分、科目、配点、募集人員及び入試問題等の詳細について検討を行い、決定事項について順次公表する。

◇ 教育研究組織の見直し、再編成に関する具体的方策

(20) 国際的互換性のある学位プログラム制による教育に全学的に移行するとともに、分野横断型の学位プログラムを拡充する。

これに併せて、大学院課程においても学校教育法第 100 条ただし書の規定により置くことができる研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育を担う組織(以下のとおり)と研究を担う組織(計画 29-2 に掲げる「系」)を置く。また、教育を担う組織には大学院設置基準第 6 条に規定される「専攻」相当の組織を置き、構成する学位プログラムを管理する。

これにより、それぞれの教育課程に効率的に資源投入し、最大限の効果が得られるよう教育課程と授業科目を管理するとともに、教育イニシアティブ推進機構(仮称)を置き、授与する学位の質保証並びに評価に基づく教育組織の入学定員の見直し及び学位プログラムごとの適切な配分を実施する。

教育を担う組織

ビジネス科学・人文社会科学研究群(仮称)、理工・情報・生命研究群(仮称)、
人間総合科学研究群(仮称)

- (20) ① 学校教育法第 100 条ただし書の規定により置くことができる研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育を担う組織と研究を担う組織をそれぞれ設置する。
- ② 既存の教育組織の入学定員を見直すために必要な手続きを行う。
- ③ 教育イニシアティブ推進機構を設置し、学位の質保証並びに評価を行う機関としての体制を整備する。

(21) 社会的ニーズを踏まえて、人文社会科学分野、図書館情報学分野などの教育組織、教員組織を見直す。また、法科系及び教育系の大学院などについて研究学位、専門学位及び専門職学位に対応できる教育組織への再編成を推進する。

<KPI：平成 28 年度から平成 31 年度において見直しを実施し、平成 32 年度までに見直し結果に基づき必要な行動計画等を策定>

- (21) 学問の進展や社会のニーズに的確に対応した学位プログラムの展開が可能になるよう、人文社会科学分野、図書館情報学分野などを含めて全学的に大学院の組織の見直しを進める。

3 学生の自立性を高めるための支援等に関する目標を達成するための措置

◇ 学生の自立性を育成するための支援に関する具体的方策

(22) 学内外における自主的・主体的な活動を促進し、一部自立した活動への経済支援を講じるとともに、経済困窮者に対する本学独自の奨学金や授業料免除等の経済支援を充実する。また、在学期間内に多くの学生を武者修行のために海外に派遣する。

<KPI: 在学期間内に学生の半数相当を海外派遣>

- (22) ① 本学独自の海外留学支援事業「はばたけ！筑大生」の改善策を引き続き実施するとともに、新たな短期海外語学研修プログラムを開発の上、試行する。
- ② 協定校への交換留学への応募と奨学金申請との連携、情報の共有化を図り、派遣学生の申請に係る負担軽減を図る。
- ③ 「はばたけ！筑大生」による協定校への交換留学支援者数の増加（前年度比 30%増）を図る。

◇ 快適で安全・安心な学生生活の環境の創出に関する具体的方策

(23) 学修環境や生活環境を学生宿舎におけるグローバル・レジデンス整備事業を中心に計画的に整備し、学生が心身ともに快適かつ安全・安心で質の高いキャンパスライフを送ることができるようにする。

<KPI: 平成 30 年度までにグローバル・レジデンスを整備>

- (23) グローバルヴィレッジの全面運用開始に伴い、日本人学生と留学生の交流をより一層促進する方策を検討の上、実施する。

◇ キャリア形成・就職支援の拡充に関する具体的方策

(24) 学生のキャリア支援に関わる体制を見直し、様々なハンディキャップを有する学生をはじめ、学群及び大学院学生、日本人と留学生などを一元的に支援する「筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター」を設置し、教育研究組織と連携しつつ、ポスドクを含むすべての学生の多様な進路希望に応えるべくキャリア形成を全学的に支援する。特に、発達障害を含め多様な障害のある学生に対する公平・公正な評価に必要な支援モデルを構築する。

<KPI: 平成 33 年度までに国内にいる同窓生のネットワークを整備するとともに、留学生の進路把握システムを構築し、海外にいる同窓生のネットワークを順次整備、平成 31 年度までに発達障害学生に対する支援モデルを構築>

- (24) ① 多様な学生のキャリア支援の実現に向け、発達障害学生支援プロジェクトの 実践・研究成果を基に、発達障害の診断または可能性のある学生に対するアセスメント・支援・評価までのシームレスな支援モデルを構築する。
- ② 外国人学生の日本企業への就職について、支援プログラムを実施する。
- ③ 海外の同窓会ネットワーク（T ネット）を含む、学外同窓組織等との連携を開始する。

4 世界トップレベルの研究の推進に向けての目標を達成するための措置

◇ 基盤研究の着実な実施及び学際横断型研究の飛躍的推進に関する具体的方策

(25) 国内外の大学等の研究機関との連携の強化、双方向型共同研究、大型国際共同研究の実施や海外研究ユニット招致等を通じて、本学の強み、特色のある数理科学、環境エネルギー、情報計算科学、生命・医科学、人文社会科学、スポーツ科学などの分野において国際的な共同利用・共同研究拠点を形成する。

(戦略性が高く意欲的な計画)

- (25) ① URA 研究戦略推進室、研究推進部、産学連携部の連携により、顕著な成果につながる可能性のある研究者を発掘するとともに、引き続き重点的な支援を実施する。
② 招致期間が終了する2ユニットについて、期間中の業績を評価する。

(26) 重点的な研究支援を一層加速し、WPI「国際統合睡眠医科学研究機構」や計算科学研究センター、生命領域学際研究センター (TARA)、人文社会国際比較研究機構、つくば機能植物イノベーション研究センター、下田臨海実験センター等を中心に世界トップレベルの研究を推進する。

<KPI：相当数の研究領域において世界100位以内を実現>

(戦略性が高く意欲的な計画)

- (26) ① 学内の戦略的資源配分等により、R1 (世界級研究拠点)、R2 (全国級研究拠点) 及び R3 (重点育成研究拠点) へ、各段階に相応した重点的な支援を行う。
② 国際統合睡眠医科学研究機構 (IIIS) においては、アジアにおける研究ネットワークの拡大を狙った中国での IIIS サテライトの設立、ビジネスセクターとの連携による知財・ビジネスシーズ活用を推進する。

◇ 社会還元型研究をオールつくばで推進するための具体的方策

(27) 国際産学連携本部の下に外部資金による新たな開発研究センターシステムを導入し、企業との共同研究、共同出資による研究組織の整備、研究施設・設備の学内外の共用化・共有化を通じて社会還元型研究を積極的に推進する。

<KPI：平成29年度までに藻類バイオマス・エネルギーシステム開発研究センターの活動と関連システムを確立し、平成30年度以降順次他分野へ拡大>

(戦略性が高く意欲的な計画)

- (27) 本学の強みを活かした分野において社会還元に特化した研究を進める開発研究センターによる企業等との共同研究を通じて外部資金の獲得を積極的に推進する。

(28) 筑波研究学園都市内の大学、研究開発法人、企業研究所、その他の研究機関と協働し、TIA-nano方式を一層発展させた連携形態として、省庁や企業組織などの壁を越えて人材を結集することのできるイノベーション研究プラットフォームを構築することによって、新たなデバイス・機器や機能性植物の開発やサイバニクスを含む新規医療の研究など社会還元型研究を推進する。

(戦略性が高く意欲的な計画)

(28) TIA-nano方式を一層発展させた連携形態によるイノベーション研究プラットフォームを構築し、研究開発法人、企業研究所、その他の研究機関と協働してイノベーション研究を推進する。

◇ 学内の研究システムの大胆な改革に関する具体的方策

(29) 基礎研究、学際横断型研究、大学の戦略に基づく研究をバランスよく進めるとともに、各研究組織に対する支援や権能付与を全体として統合的でしかも評価に基づくものとするため、研究センターの改組・再編・集約のための見直し結果を踏まえ、学内の研究組織を学術的な先端研究センターと開発研究センターに大別し、学術的な先端研究センターについては5年ごとに評価を実施し段階認定(4段階(R1~R4))を行う仕組みを導入する。なお、開発研究センターは運営活動経費をすべて外部資金により賄い、社会実装を目指した研究活動を行うものとする。

また、この仕組みの導入に併せて、これまで進めてきた研究センター見直し結果を踏まえ、研究センターから教育研究支援センター等への転換、研究センターの集約・再編、リサーチユニットへの転換を実施する。

R1：世界級研究拠点

R2：全国級研究拠点

R3：重点育成研究拠点

R4：育成研究拠点（リサーチユニット）

<KPI：平成28年度までにすべての研究センターの改組・再編・集約計画を策定し、当該計画に基づき改組再編集約を順次実施。

各研究センターに対する支援の内容・水準と各研究センターに付与される学内権能が、各段階に相応し、しかも全体として統合的であるように、平成30年度までに整理し、ルール化を実施。>

(戦略性が高く意欲的な計画)

(29) 評価のルールを定め、平成29年度に確定した級別分類に基づき、R1~R3毎に、評価に向けた研究センターの目標等を策定する。

※ R1：世界級研究拠点 R2：全国級研究拠点 R3：重点育成研究拠点

(29の2)「系」(以下のとおり)を中心に戦略的に研究を推進するとともに、計画29に掲げる学術的な先端研究センターの評価の仕組みの導入に際して、R1(世界級研究拠点)として認定された以下に示す研究組織に固有の人事機関を置き、重点的な研究分野における研究戦略に基づく柔軟で機動的な教員人事を可能にする。

系

人文社会系、ビジネスサイエンス系、数理物質系、システム情報系、
生命環境系、人間系、体育系、芸術系、医学医療系、図書館情報メディア系、学際研究系

R1(世界級研究拠点)

計算科学研究センター、生命領域学際研究センター(TARA)

(29の2) R1(世界級研究拠点)に人事委員会を置き、それぞれの研究戦略に基づく人事を行う。

(30) 定量的・定性的指標に基づく客観的な研究組織評価を導入するとともに、各教員の研究活動をさらに高める観点から、適切なエフォート管理システムを確立する。

<KPI:平成28年度から客観的な組織評価を試行的に実施し、新たな評価手法の開発を含めて平成33年度までにエフォート管理システムを確立>

- (30) ① 定量的評価指標を中核として実施した組織評価について、学群については学類単位(学科相当)、大学院については専攻単位又は学位プログラムまで、対象組織を拡大して実施する。
- ② 組織評価結果に基づき、引き続き重点及び戦略的経費の予算配分を実施し、検証を行った上で、定量的評価指標の見直しも含めた改善を図る。
- ③ 研究者情報システム「TRIOS」と大学教員業績評価支援システム「TESSA」のシステム間の連携を高め、大学教員業績評価を円滑に実施するとともに、教員のエフォート管理の方策を検討する。

(31) 全学的な研究資源の戦略枠を設定するとともに、研究活動の評価に基づく資源の再配分システムを導入する。

- (31) ① 学内の戦略的資源配分において、戦略イニシアティブ(SS)等の重点的な支援を実施する。
- ② 5年後の「URA 40人体制」の構築に向けて、配置計画の検証及び見直しを行う。

(32) 学外の研究機関との連携・共用を進めるため、混合給与制度、年俸制を積極的に活用する。

- (32) ① 平成30年1月1日時点で29.7%に達した年俸制教員については、引き続き適用教員の増加を図りつつ、年俸制教員業績評価を的確に実施する。
- ② 混合給与の導入について、研究開発法人等との混合給与制度(平成30年1月時点で19人適用)に加えて、企業等との導入について検証を行う。

◇ 本学の研究成果について、社会から広く容易にアクセス・利用を可能にする具体的方策

(33) 効果的に科学技術研究を推進することでイノベーションの創出につなげることを目指し、研究者情報、機関リポジトリ、研究データリポジトリ等と連携した、網羅的でさまざまな用途に対応できる研究成果の統合的データベースを構築し、これらの情報を社会に発信するとともに、オープンサイエンスを推進する。

<KPI:平成33年度までに研究成果の統合的データベースを構築>

(33) 研究者情報システム「TRIOS」、機関リポジトリ、大学教員業績評価支援システム「TESSA」、論文受理報告書登録システムのデータベースの連携が構築されたことを踏まえ、ORCID (Open Researcher and Contributor ID)等を利用した研究者情報の効果的な登録方法等を検討する。

5 研究の健全化を達成するための措置

◇ 公正で健全な研究環境の展開に関する具体的方策

(34) 研究倫理教育の実施、大学院教育における研究倫理科目の必修化などにより、研究における不正行為・研究費の不正使用の防止体制を充実する。

<KPI:教育課程の学位プログラムの移行に合わせて、平成30年度までに大学院教育における研究倫理科目を必修化>

(34) 研究における不正行為や研究費の不正使用の防止に繋げるため、研究倫理科目として大学院共通科目、専門科目（論文指導を行う特別研究科目）等を必修化する。

※ コンプライアンス全般に関する取組については、計画-56 (P22) に記載。

6 産学連携機能とイノベーション創出に向けての目標を達成するための措置

◇ 能動的産学連携活動の推進に関する具体的方策

(35) 技術シーズを能動的に企業、投資家等のニーズにマッチングさせ、売り込んで行く新たなシステムを構築する。共同研究の間接経費及び知財収入の増により、ビジネスモデルの構築や戦略的な知財マネージメントを行うことができる技術移転マネージャー等の充実を通して産学連携機能の強化を自立的に行うなど正のリソース循環を実現するとともに、連携分野の整理・統合、事務職員等の効率的配置及び東京キャンパスを含むキャンパス機能再配置プランにより国際産学連携本部業務機能を強化する。また、研究や産学連携の成果を教員（研究者）や技術移転マネージャー等の評価や給与に反映させるなど、インセンティブを付与する制度を確立する。

<KPI:平成 24 年度に比べ、平成 33 年度において間接経費及び知財収入の合計を倍増。平成 33 年度までにインセンティブを付与する制度を確立>

(35) ① 産学官共創プロデュースを担当する専門人材を 3 名配置する。

② 技術移転マネージャーの業務評価サイクルを推進することで、民間共同研究費や知財収入について前年度比 20%増加を目指す。

(36) 世界トップ企業との積極的連携を図り、包括協定締結や特別共同研究事業等の拡充により事業化を促進する。

<KPI:平成 24 年度に比べ、平成 33 年度において共同研究件数の 70%増を実現>

(36) ① 引き続き世界トップ企業との連携を大学経営に資するべく体制を整備する。

② 大型の共同研究や特別共同研究事業の件数と共同研究費の増加に向け、包括協定の締結や特別共同研究事業を推進し、平成 24 年度に比べ共同研究件数の 60%増を実現する。

(37) 学群教育、大学院教育及び筑波研究学園都市の若手人材育成の中にデザイン思考とアントレプレナー教育を明確に位置づける。

<KPI:平成 30 年度までに学群の総合科目、大学院共通科目等としてアントレプレナーに関する科目を整備・充実する。また、平成 33 年度までにつくばクリエイティブキャンプ等の参加者を倍増。平成 31 年度につくば地域における起業家人材を育成する「つくばアントレプレナー教育センター（仮称）」を設置>

(37) ① 起業文化醸成や起業に向けた実践的なアントレプレナー教育プログラムとして学士課程に自由科目としてベーシックとアドバンスドに分けて開講している「つくばクリエイティブキャンプ」について、参加者を前年度比 20%増加する。

② 平成 31 年度の学位プログラム化による総合科目の枠組みの整理に基づき、アントレプレナー教育プログラムの開設科目を検討する。

◇ 筑波研究学園都市を中核とする産学連携機能を強化するための具体的方策

(38) 筑波研究学園都市内の大学、研究開発法人、企業研究所、その他の研究機関との一体的なエコシステムによるイノベーション研究プラットフォームとして ALL TSUKUBA イノベーション推進機構(仮称)を形成(つくば、秋葉原など)し、基礎研究と開発研究の橋渡し、大学と研究所間・プラットフォームを構成する研究所間の研究活動の協調を図り、大学院教育と研究活動の一体化等を推進する。また、附属病院と筑波研究学園都市内の関係医療機関、関係企業等との医工連携による臨床研究を一体的に推進する仕組みを整える。

<KPI:平成28年度にイノベーション創出のための一体的・一元的な基盤整備に関する筑波研究学園都市内関係機関等の協議組織(ALL TSUKUBA イノベーション推進機構(仮称))を立ち上げ、平成31年度にイノベーション創出・事業化を促進する「つくばイノベーションセンター(仮称)」及び「つくば医工連携臨床研究開発センター(仮称)」を設置>

(戦略性が高く意欲的な計画)

- (38) ① 筑波研究学園都市内の研究開発法人等との連携により知的財産権に関する事務などを共同で処理するつくば知的財産活用センター(仮称)の設置に向けて、引き続き学内関連組織や学外組織と連携を強化する。
- ② つくば臨床医学研究開発機構(T-CReDO)において、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)による「橋渡し研究戦略的推進プログラム」採択を受け、つくばグローバル・イノベーション推進機構(TGI)やつくばライフサイエンス推進協議会等との連携を強化しつつ拡充を図る。

(39) 筑波研究学園都市内の研究開発法人、企業、研究所との連携により、例えば、知的財産権に関する事務などを共同で処理したり、研究倫理や起業に関する研究者や職員の研修を共同で実施するなど、イノベーション創出のための一体的・一元的な基盤整備を順次進める。

<KPI:平成31年度に「つくば知的財産活用センター(仮称)」を設置>

(戦略性が高く意欲的な計画)

- (39) 学内関連組織や学外組織と連携を強化し、保有する特許等の知的財産について、事業化シナリオの作成等による高付加価値化を図り、その活用を推進する。

◇ 国際的な産学連携活動の展開に関する具体的方策

(40) 筑波研究学園都市を中核とする産学連携活動をさらに海外にも拡大し、海外企業との連携、海外大学との連携、海外研究ユニット招致等を含むグローバルな産学連携活動を推進する。

<KPI:平成24年度に比べ、平成33年度において海外企業との共同研究件数を倍増>

- (40) 世界トップの創薬企業やエレクトロニクス産業を中心に海外企業との連携を拡大し、海外企業との共同研究費について、引き続き前年度比20%増加を目指す。

7 筑波研究学園都市を含めた地域との連携に向けての目標を達成するための措置

◇ 環境・エネルギー問題に関する具体的方策

(41) 環境・エネルギー問題推進に係る、競争的資金獲得支援、重点的資源配分、CO2削減、目標の明確化、教職員や学生等の積極的取組の促進などの全学体制を整備するとともに、環境、エネルギー、経済の視点から、産官学民の連携により省エネルギー・低炭素社会を構築するプラットフォーム（つくば3Eフォーラム）と連携し、研究成果を社会に還元する。

- (41) ① つくば 3E フォーラムの活動を通じて、筑波研究学園都市の自治体や研究機関等との連携を推進し、環境・エネルギー等に関する社会的な課題に対して、タスクフォースを中心としたプロジェクト及び積極的な社会発信を実施する。
- ② 地球温暖化対策とエネルギー対策について、全学体制で一体的に取組を推進する。
- ③ 太陽光発電設備等の導入の拡張、空調設備及び照明設備等の高効率機器へ更新を推進する。

◇ 社会との連携・協力、生涯教育等の社会サービスに関する具体的方策

(42) 大学の知的ポテンシャルと社会の課題解決ニーズを双方向に結びつけることにより、大学と社会との教育・研究を通じた交流を推進するとともに、大学の知の発信として社会人に学びの場を積極的に提供するなど社会貢献を強化する。

さらに、児童、生徒、学生等に対するオリンピック・パラリンピック教育(ボランティア養成を含む)、競技力向上に向けた事業を通じて健康増進等に貢献する。

- (42) ① 理数分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象に特別プログラムを実施する。
- ② オリンピック・パラリンピック教育の一環として、全学を対象としたボランティア養成科目を開設し、特に障がい者への支援に必要とする知識・技能を習得した学生を育成する。

8 附属病院に関する目標を達成するための措置

◇ 次世代医療を担う医療人の育成に関する具体的方策

(43) 海外研修制度、アカデミッククリニカルプログラムなどのグローバルなキャリア支援等の強化及び卒前・卒後教育の一体的で魅力ある教育・研修プログラムの構築を通して、次世代医療人を育成する。また、広い分野を片寄りなく組織的に研修を行い、幅広い臨床能力を備えた医師・医療職等を養成するレジデント制度の拡充など機能強化を行い、高度医療人を育成する。

<KPI:平成33年度までに海外研修制度による派遣者を倍増>

- (43) ① 次世代医療人を育成する一環として、引き続き、若手医師等海外派遣事業と茨城県グローバル人材育成プログラム等の一層の拡充を図る。
② 高度医療人の育成に向けた各種プログラムの検証・拡充等を行う。

◇ 新たな医療技術・診断治療法の導入に関する具体的方策

(44) 粒子線治療（陽子線、BNCT）等の高度ながん治療及びスポーツ医学・健康科学による予防医療を推進し、新たな治療法や診断法など高度医療を提供する。

<KPI:平成33年度までに臨床研究を含めてBNCT治療を開始>

- (44) ① 次世代がん治療（BNCT）の一環として、皮膚悪性腫瘍に対する医師主導治験届提出と治験を実施する。
② 予防医学研究センターの整備・拡充の一環として、人間ドックの安定運用に向けた予約枠の拡充及び自治体等との契約拡大を図る。

◇ 地域医療における中核的医療機関としての機能充実にに関する具体的方策

(45) 地域臨床教育センター等の拡充・強化により、地域医療従事者の診療・研修能力の向上を図るとともに、地域医療機関等との連携による循環型医療提供体制を構築してキャリア支援を充実する。また、中核的医療機関として地域連携を強化し、救急・災害医療における拠点機能を整備・充実する。

<KPI:平成33年度までに救急搬送された重症入院患者数を30%増加>

- (45) ① 地域臨床教育センター等の拡充・機能強化を図るとともに、各センターの教育・研究機能の効果測定を行う。
② 救急・災害医療拠点機能の強化策として、高次救命救急センターを設置するとともに、BCP（事業継続計画）に基づき備蓄品等の整備を進める。

◇ 産・官・学連携等の充実・強化による医療イノベーション創出に関する具体的方策

(46) 筑波研究学園都市等の研究機関及び民間等との連携により、がん、糖尿病等生活習慣病、難病・稀少疾病等の革新的な予防・診断・治療法を研究開発する。

<KPI:平成33年度までに予防・診断・治療法に関する医師主導の治験を6件以上着手>

- (46) ① つくば臨床医学研究開発機構（T-CReDO）の人員補強を図り、医療シーズの増加に対応しつつ、筑波研究学園都市等における産官学連携による共同研究を推進する。
② 医師主導の治験を新たに2件開始する。

(47) サイバニクス研究センター等との医工連携による新たな医療機器等の研究や、スポーツ医学、健康科学に関する医療サービスの確立に向けた研究を推進する。

<KPI：平成33年度までにスポーツ医学と健康科学を融合したセンターを設置>

- (47) ① スポーツ医学・健康科学センターの機能の整備・拡充による一層の利用者増大を図り、関連する医療サービスの確立に向けた研究を推進する。
- ② 未来医工融合研究センターにおいて、筑波研究学園都市内の研究所等との連携による共同研究を推進する。

9 附属学校に関する目標を達成するための措置

◇ 附属学校群の再編を含む人事、運営、経営面における改革の推進に関する具体的方策

(48) 大学の持つリソースの一層の活用、附属学校の学校種・キャンパスを超えた連携・再編の促進、国の規制緩和等をふまえた自己収入増を通して、スーパーグローバル大学創成支援事業、スーパーグローバルハイスクール事業や国際バカロレア教育による高大連携を通じたグローバル人材育成システムの構築、及び教育系の大学院と組織的に連携し高度な専門性をもつ教師の育成システムの構築を行う。

- (48) ① 附属学校への巡回を通じ助言・指導を行う体制の構築や附属学校群における研究協議会等への参加者への追跡調査の実施などにより、附属学校群の機能強化を図る。
- ② ハワイ大学と連携し、従来の理系教育に社会科学などを加えた文理融合型の新しい理系教育(STEMS2)の方法論の開発に向けた検討を進める。

◇ 初等・中等教育及び特別支援教育における教育モデルを構築するための具体的方策

(49) 先導的教育拠点、教師教育拠点、国際教育拠点の成果を活かし全国の大学・附属学校と「コンソーシアム」を構築し、グローバルな素養を育てるカリキュラムを開発・提案する。それらの素養に基づき、体育系の大学院と組織的に連携しオリンピック・パラリンピック教育を全国に提案する。
<KPI:平成30年度までにグローバルな素養を育てるカリキュラムを開発>

- (49) ① 附属学校群において展開するグローバルな素養を育成するカリキュラムを開発する。
- ② お茶の水女子大学と連携し、キャリア教育プログラムの開発を進める。
- ③ 体育系の大学院と連携した委員会組織の下、附属学校群におけるオリンピック・パラリンピック教育の一環としてボランティア教育プログラムを改良、発信するとともに、インクルーシブ教育と連動して、障害者スポーツ活動とパラリンピック教育を推進する。

(50) 附属11校を全国的に教育を先導する学校群(クラスター)ととらえ、附属学校群の教科指導・行事・特別支援教育に関する教師の指導力の高さ、実践研究の豊かさなど附属学校各校の知見の蓄積を、附属学校群としての交流を通して共有し、深められる強みを活かすとともに、特別支援教育研究センターや全国の大学との協働体制を強化して、「筑波型インクルーシブ教育システムを目指したプログラム」を開発し、公開研究会や出版活動を通して全国的にその成果を還元する。
<KPI:平成31年度までに「筑波型インクルーシブ教育システムを目指したプログラム」を開発>

- (50) ① 学内外との連携・協働により「教材・指導法データベース」の活用状況について調査、検証を行う。
- ② 附属学校群における各種共同活動、教師による実践研究及び大学との連携活動等の成果を活用した「筑波型インクルーシブ教育プログラム」案を作成する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

◇ 学長のリーダーシップの下での適正な体制の整備・活用に関する具体的方策

(51) 長期的な視点等から、大学運営のための調査・企画・立案等を行う体制を構築し、各教育研究組織の評価において新たに客観的指標に基づく評価を学内資源配分等に反映する。また、学内の各部署に局在する情報を統合的にマネジメントし、情報ガバナンスを強力に推進できる体制を構築する。このため、附属図書館、情報化推進課及び学術情報メディアセンター等の関連組織を再編成する。

- (51) ① 学長直轄の大学戦略室を改組再編し、企業経営者等の外部有識者を加えた大学経営改革室を設置し、大学戦略室が策定した答申に基づく大学経営改革について具体の検討を進める。
- ② 定量的評価指標を用いた教育研究組織評価の結果等に基づき、学長と部局長（系長）との対話の場を設け、部局長の評価について適切に運用する。
- ③ 大学作成情報の所在情報等を管理するシステムである「大学作成情報マネジメントシステム」の運用開始に伴い、情報登録の推進や登録ガイドライン策定及び制度化の検討など、環境整備を図る。
- ④ IR等を目的として、関連部署との連携等を通し、情報の統合的マネジメント基盤づくりを推進する。

(52) 経営協議会をこれまで以上の様々なステークホルダーから構成されるようにするとともに、法定の審議事項以外について経営協議会学外委員と大学執行部の意見交換の場を設け、社会一般の視点からの意見を大学運営に反映させる。

- (52) 通常会議、電子会議を含め、年7回程度経営協議会を開催し、機動的で必要に応じた審議の場を設定する。うち、通常形式の会議においては、法定の審議事項以外について幅広い意見交換を行ない、経営協議会学外委員からの多面的な意見を大学運営に反映させる。

◇ 教職員の個性と能力を最大限に発揮しうる人事制度の構築等に関する具体的方策

(53) 教員を対象とし、全学的かつ戦略的な視点からの教員任用を可能とするシステムへの改編、年俸制、混合給与等を活用した人事給与制度を実現する。また、個別の人事に際して当該業務内容を明確に定めるとともに、教員に関する総合的なデータベースを構築・活用することにより教員人事を客観的で厳格な評価に基づくものとする。また、教育研究の質の向上につながる適正な評価システムの整備・活用を進める。併せて若手・女性・外国人教員等配置を促進する。

さらに、40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を、22%以上となるように促進する。

<KPI：若手教員 25%、女性教員 20%、外国人教員 10%、年俸制適用教員 30%、平成 27 年度に比べ、平成 33 年度において混合給与適用教員を倍増>

- (53) ① 平成 30 年 1 月 1 日時点で 29.7%に達した年俸制教員については、引き続き適用教員の増加を図りつつ、年俸制教員業績評価を的確に実施する。
- ② 混合給与の導入について、研究開発法人等との混合給与制度（平成 30 年 1 月時点で 19 人適用）に加えて、企業等との導入について検証を行う。

(54) 教員以外の職員については、柔軟で多様な人事制度を構築するとともに、職務評価を基本とする適切な評価の実施・運用を行う。また、業務の高度化・多様化に対応するため、OJTの強化、資格取得支援及び体系的な職員研修の実施等、職員のステージに応じた能力開発を行う。さらに、キャリアパス等の雇用条件を整備して高度専門職の学内外公募を推進するとともに、筑波研究学園都市の研究機関をはじめとする他機関等との人事交流・職員研修を推進する。

(54) 本学留学生を活用したパートナー研修を拡大実施し、国際感覚を身に付ける機会をを広げ、職員のグローバル化を推進する。

◇ ダイバーシティ共生社会の実現に関する具体的方策

(55) ワークライフバランス相談体制の充実や育児クーポンの活用等による出産・育児・介護等に携わる教職員への就業環境を整備する。障害者や外国人等を含む多様な教職員への個別的状況に応じた相談体制の構築などによるきめ細やかな支援を行うとともに、学生のキャリア支援との有機的連携体制を構築する。また、男女共同参画社会の形成に向けて、女性管理職への登用を促進するなどして女性の活躍の場を拡大する。

<KPI：女性管理職 20%程度>

(55) ① 学内における更なるダイバーシティの推進・環境整備のため、学内関係部署との連携体制に向けた課題と改善策を検討する。

② ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター（DAC センター）内における相談体制等の検証と改善を進める。

2 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

◇ 法令遵守（コンプライアンス）の徹底に関する具体的方策

(56) ハラスメント防止を含めた法令遵守（コンプライアンス）の意識をより一層高めるため、階層別研修において必修の講義を開設するとともに、eラーニングによる研修を配信する。また、ハラスメント防止に係る対応を強化するため、常時カウンセラーを配置したハラスメント相談室を設置し、相談者に配慮した事案の早期解決及び啓発活動を推進する。

(56) ① 学内外のコンプライアンス違反事例を収集・検討のうえ、教職員研修での講義を通じてコンプライアンス意識の向上を図る。

② コンプライアンス違反事例の収集・検証結果や最近の関連法令の改正内容を踏まえて、コンプライアンスマニュアルやコンプライアンスチェックリストを更新・拡充し、全教職員に周知する。

※ 研究に係る不正防止に向けた取組については、計画-34（P13）に記載。

※ 情報セキュリティに関する取組については、計画-57（P22）に記載。

◇ 安全性と柔軟性を併せ持つ情報セキュリティ環境の実現に関する具体的方策

(57) 国内外を通じて情報セキュリティの高度化が求められることに対応して、国際的にも通用する筑波大学情報セキュリティマネジメントシステムを構築する。このため、以下のような方策を講じる。

(1) 大学構成員に対する情報セキュリティ教育の義務化

(2) 情報セキュリティ監査を通じたリスクマネジメント

(3) キャンパス情報ネットワークシステムのセキュリティ強化

(4) 情報の機密性の格付けのキーワードによる情報の定義及び機密性に応じた情報の取扱手順の明確化と徹底

(5) 機密情報を格納する専用システム及び利用端末の登録制や暗号化を義務付けた運用ルールの整備

(57) 情報セキュリティの更なる徹底に向け、以下のとおり実施する。

① 学生・教職員のeラーニング及びセミナーによる情報セキュリティ教育の徹底に向けた取組

② セキュリティ監査の実施

③ 更新に向けた現キャンパス情報ネットワークシステムの評価

④ 情報セキュリティ対策基本計画の後期計画策定

⑤ 情報の盗難・漏えい防止のための総合的な情報セキュリティ対策の本運用実施

※ コンプライアンス全般に関する取組については、計画-56（P22）に記載。

◇ 監事監査機能及び内部監査機能の一層の強化に関する具体的方策

(58) ガバナンスを含む法人全体の視点に立った実効性のある監事監査推進のため、質・量ともに必要十分な情報が速やかに監事のもとに集約されるよう、法人としてのサポート体制を強化する。また、不正が発生するリスクに対する重点的・効果的な内部監査の推進、会計監査人との連携による法人運営に対するより多角的な内部監査を実施する。

(58) ① 監事による重要文書の調査及び監事への重要事項の報告に関する制度の運用を通じて、監事の日常的な監査機能を強化する。

② 会計監査人とも連携し、不正が発生するリスクに対する重点的・効果的な内部監査を実施する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

◇ 業務の効率化・合理化等に関する具体的方策

(59) 本部及び各組織において、組織編成及び事務手続きの重複の排除、業務の標準化等により業務の効率化・合理化を推進し、業務システムとしての機能を整備・高度化する。

(59) 業務システムの機能整備・高度化の一環として、以下のとおり実施し、業務の効率化・合理化を推進する。

- ① 教育改革の工程に合わせた教育情報システム（TWINS）及び関連システムとの連携強化に関する更新仕様の策定
- ② 電子図書館システム（TULIPS）の更新
- ③ 研究者情報システム（TRIOS）と大学教員業績評価支援システム（TESSA）等の連携の運用開始

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

◇ 外部資金獲得のための体制強化に関する具体的方策

(60) URA の活用などの戦略的な研究支援により大型の科研費などの獲得額を増加させるとともに、企業等からの共同研究件数（特別共同研究事業件数を含む）を飛躍的に増やす。

<KPI：平成 24 年度の企業等からの共同研究件数に比して、平成 29 年度に 50%増、平成 34 年度に倍増>

- (60) ① URA 研究戦略推進室、研究推進部、産学連携部の強みを活かして、研究に係る各種政策の立案段階から、概算要求、公募課題設定などの流れに対応した戦略的活動を実施する。
- ② 外部資金獲得コアチームを中心として、各組織への外部資金獲得情報提供等を強化する。

◇ 多様な収入源の確保に関する具体的方策

(61) 授業料等について、文部科学省が定めた標準額を踏まえ適切な水準に見直しを行う。

(61) 平成 29 年度に策定した授業料と奨学金が一体となった経済支援の運用モデルを踏まえ、導入に向けた詳細設計を行う。

◇ 大学の多様な活動を支える基金の整備・運用等に関する具体的方策

(62) 教育・研究活動等の充実・支援のため、大学の活動を支援する多様な人材のネットワーク等を活用し、基金を着実に拡充する。また、大学の資産等を活用し、外部との連携によるものを含めて、新たな附帯事業の創出に取り組む。

さらに、奨学寄附金の増額を図り、奨学寄附金による教育研究以外の多様な継続的活動を可能とするため、従来の寄附講座制度及び寄附研究部門制度等を一元化して特別活動部門制度を設ける。特別活動部門においては、寄附者の意向に沿った教育、研究、診療その他多様な活動を行うこととする。

また、これにより、従来、寄附講座制度及び寄附研究部門制度、特別共同研究事業制度等に分かれている相談窓口・受入窓口を一元化する。

- (62) ① 奨学寄附金全体の受入規模を持続的に拡大していくため、大学として、寄附金増額のための戦略の方針と行動計画を策定する。
- ② 計画に基づき、恒常的募金活動に代わり、50 周年基金活動に特化した活動を開始する。
- ③ 附帯事業について、試行結果に基づき、随時本格事業を実施する。
- ④ 寄附講座制度及び寄附研究部門制度、特別共同研究事業制度等に分かれている相談窓口・受入窓口の一元化を推進する。

◇ 附属病院の安定的な経営に関する具体的方策

(63) 新たな診療機能の整備（新棟整備）や既存の診療機能の拡充等により永続的・安定的な経営基盤を確立する。また、ガバナンス機能の強化及びPFI・国立大学病院管理会計システム等を活用した効率的な病院運営を推進する。

- (63) ① 病棟B改修計画を推進する。
② 対収益1%以上の黒字確保に向けた重点施策の策定及びフォローアップを実施する。
③ 施設・設備整備計画を反映した中長期財務シミュレーションを策定する。
④ 利益確保に向けた投資事業の収支状況等の進捗管理を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

◇ 国家公務員の人件費改革を踏まえた人件費抑制に関する具体的方策

(64) 学長のリーダーシップの下で持続的な財政維持に留意しつつ、今後の18歳人口の減少等を見据えて、より少ない人件費の下での教育研究組織及び教育研究活動並びに事務支援のあり方に関する検討を進め、中長期的な行動計画を策定する。教員については、戦略的な教員配置を可能とする人件費管理方式に基づく運用を行う。また、事務系職員については、戦略的な人事配置の流動化を積極的に進める。

- (64) 財政維持を勘案しつつ、以下のとおり実施する。
① 教員について、戦略的な教員配置計画に基づき、柔軟かつ機動的な配置を推進する。
② 事務職員について、組織や職員配置、業務内容を見直し、戦略的に重点配置する。

◇ 業務の合理化等による経費の抑制に関する具体的方策

(65) 契約業務など管理的業務の一元集中化等を進めるとともに、一定規模以上の事業の存廃などを評価するシステムの導入などにより経費の削減を行う。

- (65) ① 平成29年度に実施した契約業務等の一元集中化による効果の検証を踏まえ、最適な組織体制への再編整備を図るとともに、更なる業務の効率化や経費節減を推進する。
② エビデンスに基づく意思決定システムの確立に向け、事業の存廃などを評価するシステムの導入に向け、試行を実施する。

3 資産の運用管理の改善及び施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

◇ 土地、施設等の効率的・効果的な運用管理に関する具体的方策

(66) 土地・施設等の活用計画の検証、機能の集約化により生じた資産の有効活用、土地処分収入の教育研究附帯事業への活用を行い、国の規制緩和に応じた取組を積極的に展開する。

- (66) ① 国の規制緩和に応じた取組を踏まえ、職員宿舍敷地等の土地・施設の有効活用等の検討を実施する。
② 職員宿舍の再開発整備計画を進める。

◇ 施設設備の整備、既存施設の計画的な維持管理を含めた施設マネジメントに関する具体的方策

(67) スペースチャージの全学導入により、部局専有面積の最適化を図り、重点を置く教育・研究分野及び競争的資金を獲得した研究分野に対して戦略的にスペースを配分するとともに、必要な財源を確保し計画的な維持管理を行う。また、土地の有効活用、教育研究機能の質の向上等の観点から、附属学校も含め、キャンパスマスタープランの充実を図る。施設設備の整備充実計画を検証し、グローバル・レジデンス整備計画をはじめとするグローバル化に対応した学生宿舍の整備充実などを、PFI 事業などの多様な方法により計画的に推進する。なお、現在 PFI 事業により実施中の生命科学動物資源センター整備事業及び附属病院再開発事業についても、着実に実施する。

- (67) ① スペースチャージ制度により専有面積の最適化を図るとともに教育研究環境の維持管理を進める。
② グローバルレジデンス整備事業を着実に実施する。
③ キャンパスマスタープランの見直し及びインフラ長寿命化計画（行動計画）に基づく個別施設計画の策定に着手するとともに施設設備の計画的な修繕と維持管理を進める。
※ 地球温暖化対策とエネルギー対策に係る取組については、計画-41（P16）に記載。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

◇ 自己点検・評価の充実に関する具体的方策

(68) 第三者評価と連動した自己点検・評価を実施し、システムの改善・充実を進めつつ、評価結果を教育研究と大学運営の改善に活用する。

- (68) ① 定量的評価指標を中核として実施した組織評価について、学群については学類単位（学科相当）、大学院については専攻単位又は学位プログラムまで、対象組織を拡大して実施する。
- ② 組織評価結果に基づき、引き続き重点及び戦略的経費の予算配分を実施し、検証を行った上で、定量的評価指標の見直しも含めた改善を図る。
- ③ 新たに重点研究センター及び共同利用・共同研究拠点に対しても重点及び戦略的経費の予算を配分する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

◇ 最先端の知識情報基盤及び知の集積・発信システムの整備・運用に関する具体的方策

(69) 研究者が必要とする学術情報の提供を強化し、附属学校等との高大連携を支援し、地域への公開事業を拡大する。学生の新しいタイプの学習スタイルに対応した次世代学習スペースを整備する。また、オープンアクセス方針を策定し、貴重書及び学内紀要等を登録して、教育研究成果の保存・発信としてのつくばリポジトリのコンテンツを充実させる。

- (69) ① 平成 31 年度以降の電子ジャーナル等整備方針に基づき全学に必要なジャーナルを拡大整備し、安定的な学術情報基盤を提供する。
- ② 地域への公開事業の一環として、「明治 150 年」関連施策の推進を受けて、附属図書館資料からみる明治 150 年をテーマとして特別展を開催する。

◇ 大学情報の積極的な発信・提供に関する具体的方策

(70) 教育研究成果を的確に捕捉し、グローバル社会のさまざまなステークホルダーに分かりやすいかたちで積極的に発信することにより、世界的な教育研究の拠点として、本学の特色・魅力や教育研究内容及び運営状況等について、戦略的広報を展開する。

- (70) 東京キャンパスの立地を活かして文京区と連携し、東京キャンパスにおける広報イベントを拡大し、より充実した内容で実施することにより、広報活動を推進する。

(71) 公文書館（アーカイブズ）を設置し、歴史的文書等の保存・公開を進めるとともに、大学設立 50 周年に向けて 50 年史の編纂を行う。

<KPI：平成 30 年度までに公文書館（アーカイブズ）を設置>

- (71) ① アーカイブズ機能の充実を図る。
- ② 筑波大学 50 年史編纂委員会の下に設置した専門委員会において、50 年史編纂に向けて資料収集等の準備を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

◇ 危機管理体制の強化に関する具体的方策

(72) 安全・安心な教育研究環境を確保するため、想定される危機とその対応体制・システムの点検・整備、危機管理マニュアルの改善・充実、啓発活動の充実を図るなど、全学のリスクマネジメント体制を充実・強化する。また、大規模災害等の発生に備え、筑波研究学園都市などに所在する他機関との相互支援体制を構築する。

- (72) ① 事業継続計画（BCP）策定のため、他大学における大規模災害時の早期復旧に向けた取り組み等を調査する。
- ② つくば市等近隣機関と協働して初動対応の訓練を実施する等、大規模災害発生時の相互支援体制について検討を行う。

◇ 安全管理・事故防止に関する具体的方策

(73) 安全衛生に関する教育として学群生対象に開講している科目では受講者が年々増加していることなどから、安全技術の習得を目指した実践的な科目を新たに開講し、カリキュラムを充実させる。また、事故を未然に防止するため、学内全域で職場巡視を行う衛生管理者に対してスキルアップ研修を行う。さらに、化学物質の管理については、薬品・高圧ガス管理システムを活用した自己点検に加えて毒物・劇物の保管状況の实地調査を実施することにより、安全管理の徹底と意識の向上を図る。

<KPI：平成30年度までに4科目開講>

- (73) ① 安全衛生に関する実践的科目について、これまでに開講した科目の検証結果等に基づき、全4科目を総括する。
- ② 学内全域で職場巡視を行う衛生管理者に対してスキルアップを図るため、研修会開催に加え、巡視マニュアルの検討・作成を行う。
- ③ 毒劇物の保管状況について、薬品・高圧ガス管理システムを利用して毒劇物を管理している組織等において、实地調査を試行する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10,163,527 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

・該当なし

2 重要な財産を担保に供する計画

・附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学の土地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、

・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・附属病院再開発事業 (PFI事業20-7) ・病棟B改修 ・総合研究棟改修(人文系) ・春日講堂耐震改修 ・大学会館B棟改修 ・体芸食堂改修 ・校舎改築(小茂根：附特) ・職員宿舎整備事業 ・小規模改修	総額 7,544	施設整備費補助金(2,297) 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金(114) 長期借入金(3,323) 自己収入(1,810)

『施設整備費補助金』のうち、当年度当初予算額982百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額1,315百万円』

注) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

- (1) 年俸制教員の増加を図りつつ、年俸制教員業績評価を的確に実施する。
- (2) 平成27年度に導入した混合給与制度の適用教員の増加を図る。
- (3) 財政維持を勘案しつつ、戦略的な教員配置が可能となるように全学戦略ポイントを運用する。
- (4) 海外教育研究ユニット招致等による外国人教員の増加へ向けた取組状況の検証を行う。
- (5) 全学的かつ戦略的な視点からの教員任用を引き続き行うとともに、その実施状況を検証する。

(参考1) 平成30年度の常勤職員見込数 3,643人
また、任期付職員の見込みを 719人とする。

(参考2) 平成30年度の人件費総額見込み 47,618百万円

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成30年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	40,659
施設整備費補助金	2,297
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	2,127
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	114
自己収入	44,484
授業料、入学金及び検定料収入	9,336
附属病院収入	32,570
財産処分収入	475
雑収入	2,103
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	12,715
引当金取崩	640
長期借入金収入	3,323
貸付回収金	5
目的積立金取崩	743
出資金	0
計	107,107
支出	
業務費	80,232
教育研究経費	47,779
診療経費	32,453
施設整備費	7,544
船舶建造費	0
補助金等	2,127
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	12,715
貸付金	5
長期借入金償還金	4,484
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	107,107

[人件費の見積り]

期間中総額 47,618百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 退職手当については、国立大学法人筑波大学退職手当規程に基づいて支給することとする。

注) 「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額39,542百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額1,117百万円。

注) 「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額982百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額1,315百万円。

注) 「財産処分収入」のうち、当年度予算額475百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額475百万円。

注) 施設整備費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額8,653百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額4,062百万円。

2. 収支計画

平成30年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	96,950
業務費	87,936
教育研究経費	11,578
診療経費	18,704
受託研究経費等	7,599
役員人件費	159
教員人件費	27,957
職員人件費	21,939
一般管理費	2,533
財務費用	457
雑損	0
減価償却費	6,024
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	97,370
運営費交付金収益	36,306
授業料収益	7,611
入学金収益	1,408
検定料収益	316
附属病院収益	32,570
受託研究等収益	9,240
補助金等収益	1,661
寄附金収益	1,951
施設費収益	278
財務収益	31
雑益	3,077
資産見返運営費交付金等戻入	1,389
資産見返補助金等戻入	896
資産見返寄附金戻入	636
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	420
目的積立金取崩益	120
総利益	540

注) 総利益(540百万円)の要因は、借入金元金償還額、固定資産の取得見込額及びPFI事業費と減価償却費の差額(535百万円)、リース債務元本と減価償却費の差額(5百万円)によるもの。

注) 受託研究経費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成30年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	112,789
業務活動による支出	89,872
投資活動による支出	9,276
財務活動による支出	7,177
翌年度への繰越金	6,464
資金収入	112,789
業務活動による収入	98,394
運営費交付金による収入	39,542
授業料・入学金及び検定料による収入	9,336
附属病院収入	32,570
受託研究等収入	9,240
補助金等収入	2,127
寄附金収入	2,469
その他の収入	3,110
投資活動による収入	2,416
施設費による収入	2,411
その他の収入	5
財務活動による収入	3,323
前年度よりの繰越金	8,656

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。

年度計画 別表				
学 群	人文・文化学群	人文学類 比較文化学類 日本語・日本文化学類	480人 320人 160人	
	社会・国際学群	社会学類 国際総合学類	340人 320人	
	人間学群	教育学類 心理学類 障害科学類	140人 200人 140人	
	生命環境学群	生物学類 生物資源学類 地球学類	320人 500人 200人	
	理工学群	数学類 物理学類 化学類 応用理工学類 工学システム学類 社会工学類	160人 240人 200人 500人 520人 480人	
	情報学群	情報科学類 情報メディア創成学類 知識情報・図書館学類	340人 220人 420人	
	医学群	医学類 看護学類 医療科学類	790人 300人 154人 (うち医師養成に係る分野 790人)	
	体育専門学群		960人	
	芸術専門学群		400人	
	大 学 院	人文社会科学研究科	哲学・思想専攻 歴史・人類学専攻 文芸・言語専攻 現代語・現代文化専攻 国際公共政策専攻 国際地域研究専攻 国際日本研究専攻	30人(5年一貫課程) 60人(5年一貫課程) 100人(5年一貫課程) 44人 〔うち前期課程 20人 後期課程 24人〕 60人 〔うち前期課程 30人 後期課程 30人〕 72人(修士課程) 107人 〔うち前期課程 50人 後期課程 57人〕
		ビジネス科学研究科	経営システム科学専攻 企業法学専攻 企業科学専攻 法曹専攻 国際経営プロフェッショナル専攻	60人(前期課程) 60人(前期課程) 69人(後期課程) 108人(専門職学位課程) 60人(専門職学位課程)

大 学 院	数理工質科学研究科	数学専攻	90人	
				〔うち前期課程 54人 後期課程 36人〕
		物理学専攻	160人	
				〔うち前期課程 100人 後期課程 60人〕
		化学専攻	144人	
				〔うち前期課程 96人 後期課程 48人〕
		ナノインス・ナノテクノロジー専攻	75人 (後期課程)	
		電子・物理工学専攻	156人	
				〔うち前期課程 108人 後期課程 48人〕
		物性・分子工学専攻	161人	
				〔うち前期課程 122人 後期課程 39人〕
	物質・材料工学専攻	27人 (後期課程)		
	システム情報工学研究科	社会工学専攻	294人	
				〔うち前期課程 216人 後期課程 78人〕
		リスク工学専攻	96人	
				〔うち前期課程 60人 後期課程 36人〕
		コンピュータインフラ専攻	310人	
				〔うち前期課程 226人 後期課程 84人〕
		知能機能システム専攻	288人	
			〔うち前期課程 216人 後期課程 72人〕	
		構造エネルギー工学専攻	184人	
			〔うち前期課程 136人 後期課程 48人〕	
	生命環境科学研究科	地球科学専攻	78人 (前期課程)	
		生物科学専攻	176人	
				〔うち前期課程 98人 後期課程 78人〕
		生物資源科学専攻	212人 (前期課程)	
		環境科学専攻	138人 (前期課程)	
		国際連携持続環境科学専攻	12人 (前期課程)	
		地球環境科学専攻	33人 (後期課程)	
		地球進化科学専攻	24人 (後期課程)	
		環境バイオマス共生学専攻	105人 (5年一貫課程)	
		国際地縁技術開発科学専攻	66人 (後期課程)	
生物圏資源科学専攻		60人 (後期課程)		
生物機能科学専攻		63人 (後期課程)		
生命産業科学専攻		36人 (後期課程)		
持続環境学専攻		36人 (後期課程)		
先端農業技術科学専攻	18人 (後期課程)			
人間総合科学研究科	フロンティア医科学専攻	100人 (修士課程)		
	看護科学専攻	54人		
			〔うち前期課程 30人 後期課程 24人〕	
	スポーツ健康システムマネジメント専攻	48人 (修士課程)		
	教育学専攻	36人 (前期課程)		
	教育基礎学専攻	24人 (後期課程)		
学校教育学専攻	18人 (後期課程)			
心理専攻	32人 (前期課程)			

大 学 院		心理学専攻	18人 (後期課程)	
		障害科学専攻	120人	
				[うち前期課程 90人 後期課程 30人]
		生涯発達専攻	92人 (前期課程)	
		生涯発達科学専攻	18人 (後期課程)	
		ヒューマンケア科学専攻	54人 (後期課程)	
		感性認知脳科学専攻	58人	
				[うち前期課程 28人 後期課程 30人]
		スポーツ医学専攻	30人 (後期課程)	
		体育学専攻	230人 (前期課程)	
		体育科学専攻	45人 (後期課程)	
		生命システム医学専攻	112人 (医学の課程)	
		疾患制御医学専攻	136人 (医学の課程)	
		コーチング学専攻	15人 (後期課程)	
		芸術専攻	150人	
				[うち前期課程 120人 後期課程 30人]
	世界遺産専攻	30人 (前期課程)		
	世界文化遺産学専攻	21人 (後期課程)		
	* スポーツ国際開発学共同専攻	10人 (修士課程) (16人)		
	* 大学体育スポーツ高度化共同専攻	9人 (後期課程) (15人)		
	国際連携食料健康科学専攻	18人 (修士課程)		
	図書館情報メディア研究科	図書館情報メディア専攻	137人	
			[うち前期課程 74人 後期課程 63人]	
	教育研究科	スクールデザイン開発専攻	39人 (修士課程)	
		教科教育専攻	160人 (修士課程)	
附 属 学 校	附属小学校	800人		
		学級数 24		
	附属中学校	600人		
		学級数 15		
	附属駒場中学校	360人		
		学級数 9		
	附属高等学校	720人		
		学級数 18		
	附属駒場高等学校	480人		
		学級数 12		
	附属坂戸高等学校	480人		
		学級数 12		
	附属視覚特別支援学校	252人		
	学級数 37			
附属聴覚特別支援学校	277人			
	学級数 41			
附属大塚特別支援学校	76人			
	学級数 13			
附属桐が丘特別支援学校	141人			
	学級数 31			
附属久里浜特別支援学校	54人			
	学級数 18			

* : 大学院設置基準第31条の規定に基づく共同教育課程であって、その収容定員は本学に係るものである。なお、() 内に当該共同教育課程全体の収容定員を示す。